

最高裁判所裁判官国民審査審査公報

東京都選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事
たか すじゅん
昭和三四年一〇月九日生



最高裁判所判事
おき のまさ
昭和三九年一月一二日生

略歴

昭和六年三年 四月 法政大学法学部非常勤講師
平成二年 四月 法政大学法学院法務研究科教授
一六年 四月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
二一年一月 公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事
二八年六月 法政大学大学院法務研究科長
三〇年四月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
令和元年五月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二年六月 会幹事
七年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

昭和六年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月 公益財团法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
一九年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二二年三月 最高裁判所判事

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、そのためには最も充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を果たすために適切な法の解釈を試みることに専念する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

略歴

奈良県生まれ。平群東小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校平野校舎（AFS交換留学プログラムによる米国ミネソタ州・ブレインビューハイスchool）、法政大学名譽教授。

東京大学法学部を卒業、米国・ヴァージニア大学ロースクール修了（LL.M.）。

司法試験合格。筑波大学社会科学系准教授。

東京大学法学部助手。学習院大学法学部助教授。

法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付）。

学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大院）教授兼法学部教授。

一橋大学大学院法学研究科教授。

二二年一〇月 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長

令和七年四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定
医療観察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではない（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷決定
令和六年に行われた衆議院議員総選舉當時において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはできず、憲法一四条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であつたとの意見を付した。

三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定
憲法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはできず、憲法一四条一項等に違反しない（全員一致）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷決定
国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する国所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占有者に対しても同住戸の明渡しを求めることができる（意見付）。

五 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定
大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法一三二三号との間に矛盾抵触はない（全員一致）。

六 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定
憲法一四条には違反しない（全員一致）。

七 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定
病院の診療録中、刑訴法三三三号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。

八 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定
住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のものとコントナ倉庫が刑法一三〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。

九 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定
病院の診療録中、刑訴法三三三号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。

十 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定
石油ガスの供給等契約を終了させた場合に所定の金額を液化石油ガス販売事業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効となるとした（全員一致）。

十一 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定
配管の設置費用等に関して、所定の期間経過前に消費者が液化石油ガスの供給等契約を終了させた場合に所定の金額を液化石油ガス販売事業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効となるとした（全員一致）。

十二 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定
液化石油ガス供給のため戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法二四二条ただし書の適用もないとした（全員一致）。

十三 令和八年一二月二三日 第三小法廷決定
弁護士がその職務に関して預かり保管する金員を管理するため開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士の固有債権者の差押えを排除できるためには、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要がある、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致、意見付加）。

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

略歴

急な総選挙の実施により、投票所入場券の発送の遅れが見込まれています。
なお、投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば、投票が可能です。
仕事やレジャーなどで投票日に行けない方は、期日前投票ができます。

期日前投票

期日前投票期間 2月1日(日)～2月7日(土) 午前8時30分から午後8時まで

期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など

(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

投票日 2月8日(日)

午前7時から午後8時まで

急な総選挙の実施により、投票所入場券の発送の遅れが見込まれています。

なお、投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば、投票が可能です。

仕事やレジャーなどで投票日に行けない方は、期日前投票ができます。

・期日前投票期間 2月1日(日)～2月7日(土) 午前8時30分から午後8時まで

・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。)

詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)